

グループホーム補助金の見直し（案）への意見内容について

◆主な意見

- ・施設借上費補助を継続してほしい。
- ・今後入居する人も含め、市利用者が家賃負担軽減を平等に受けられるようにしてほしい。
- ・本人の年金だけではグループホームの家賃等の実費負担は賄えない。
- ・生活保護制度で対応するとしても、生活保護の住宅扶助額よりグループホームの家賃のほうが高い場合はどうするのか。

（参考）

父母の会	
R6 要望書	・さまざまな物価が上がり生活が大変苦しくなっている。どんなに障害が重くても住み慣れたまちで「共に暮らす」ことを実現し、持続できるように家賃の補助の現行の継続をお願いしたい。
障害者市民施策推進協議会 (1/21)	・年金だけではグループホームの家賃、食費、光熱費などの実費負担は賄えない。グループホーム入居者だけの課題でないと言うなら、市として障害者の地域生活をどう支えていこうと考えているのか。 ・生活保護での対応というのであれば、生活保護の家賃扶助よりグループホームの家賃のほうが高い場合はどうするのか。
懇談（2/13）	・国は障害者入所施設から地域移行の受け皿として障害者グループホームを考えているようだが、施設は居住費がかからないのに対し、グループホームは家賃がかかる。 ・現に地域で生活している障害者もグループホームは費用がかかることを理由に入っても出ていく選択をする家庭もある。 ・いくら整備されても費用がかかるのであれば地域移行もグループホームに入居する人も増えない。 ・現入居者だけでなく、今後新たに入居する人についても、国や府が施策を整えるまでの間で良いので、市として負担軽減策を講じてほしい。
懇談後の意見	・（「GH入居者だけ家賃の補助を行うのは、単身生活者との間で不公平」という市の考え方に対して） 重度障害者のグループホームの生活を他の生活と比較するのはおかしい。公平性をいうのであればすべてに家賃補助を出すべき。 ・（「重度身体障害者を理由に広くて家賃が高いとは限らないため、重度の身体障害者のみを対象に限定することは難しい」という市の考え方に対して） グループホームを開所また移転するとき一番問題になるのは、部屋探

	しであり、安くて広くて車椅子の障害者が3人から4人暮らせる条件が整って（廊下幅や風呂、送迎車を横付けにできる等）、家主に理解がある物件を探すのは難しい。府営住宅や市営住宅との家賃差解消をいうのであれば公的住宅を増やすべき。車いすの障害者が住める安くて広くて住民の理解がある公的住宅の整備をすすめてほしい。 ・（「市補助がない場合でも、国制度で市民税非課税の場合1万円の補足給付がある」という市の考え方に対して） 補足給付が全国一律1万円はおかしい。家賃の高いところと安いところが一律の補助金ではなく特高地や高地の率を加算してほしい。 ・（「GH利用者は毎年増加しており新たにGH利用者全てに市補助を拡充することは財政的に難しい状況」という市の考え方に対して） 施設入所者の地域移行を国がすすめるのであれば箕面市はグループホームの整備をすすめていくべき。公的住宅の整備、新たなグループホームへの家賃補助と既存のグループホームへの家賃補助の継続をお願いしたい。移行先が整備されないと地域移行はすすまない。
--	---

親の会	
R6 要望書	・ 家賃水準の高い本市において、国の全国一律の補助では足りない。引き続き全国一律ではなく地域区分を設定するように大阪府に要望をしてほしい。 ・ 運営事業所への施設借上費補助を箕面市民利用者への個人給付にしてほしい。
懇談（1/22）	（特になし）
懇談後の意見	・ 箕面市民が平等に補助を受けられるようにしてほしい。